

特集

宮本憲一先生出版記念講演録

「はじめて書かれた戦後日本の公害通史を読む」

淡路 剛久 (立教大学名誉教授)

淡路でございます。申し上げたい言い訳は省略して、さっそく始めさせていただきます。

この宮本先生のご著書については、東京でもシンポジウムが開かれまして、そのときに宮本先生から、もう2刷もなくなってきたとお伺いしました。いまごろは3刷になっているのかな、これだけの大著が売れて、読まれているというのは、すごいことだなと思っております。そのときもおめでとうございますと言わせていただきましたけども、今日もあらためて、おめでとうございます。

東京で開かれました日本環境会議主催のセミナーでは、私が総括的なコメントを致しまして、その後、若手の研究者から、各自それぞれの領域、すなわち法学、経済学、社会学、教育学の領域からコメントが述べられまして、宮本先生からはそれらに対する応答がなされました。

本日の私の持ち時間は20分ですから、準備したものをかなりカットすることになりますが、東京での総括的コメントを要約したものと、法学的な観点からのコメントで、三つの視点からコメントさせていただきます。

第一の視点は、本書の戦後公害史としての意義であります。この点についてはいま寺西さんが報告されたことでもあり、長々と述べる必要はないのかもしれませんが。

要約的に述べますと、そこで取り上げられ

ているさまざまな公害政策や環境政策、そして公害訴訟、これらを動かした事件がなぜ発生したか、その経緯はどうであったのか、その結果がどうであったのか、それがどういう影響を与えたのか、そして次に起こる政策なり事件なりと、それがどういう関係に立つのかということ、きちっと、非常に詳細かつ丹念に事実でもって述べられているわけです。

宮本先生は、本書を公害史と名付けることを避けて公害史論だというふうに言われ、その理由についていろいろと述べられておりますが(多分に謙遜があると推察していますが)、どなたが戦後公害史を書くにしても、本書で取り上げられている事件、事実、政策、訴訟、これはどうしても取り上げなくてはいけない歴史的事実だと思うわけです。そうしますと、誰が書いてもそこは触れることとなりますが、宮本先生の著書においては、なぜそういう事件が発生したか、なぜそういう訴訟が発生したかと、先ほど申し上げましたように、起承転結、因果関係、これがきちっと述べられていて、それぞれの事実ごと、事件ごと、政策ごとに述べられていると同時に、それが次に起こる事実、政策、事件と、どうつながりを持って展開したかも述べられているのであります。

それは(私は歴史学の専門家ではありませ

んからよく分かりませんが) 歴史的叙述の作業としてなすべきことではないか、そうだとすると、宮本先生のこの著書というのは、まさに戦後公害史そのものではないかと、そう思うのであります。

それから2点目に申し上げたいことは、戦後公害史をつくってきた「人」であります。歴史というのは、どういうかたちでつくられるか。これはそれぞれの時代の政治、経済があって、社会情勢があって、そういうものを縦の時間軸として、事件というものが書かれる。そして、それらを動かしてきた人がいる。事件と人によってつくり上げられていくのが歴史的叙述ではないかと。

そういう目で宮本先生の本を拝見しますと、非常にたくさんの方の名前が出てきます。面白いと言ったら変ですが、官僚機構とか政治家とか、制度的に主流とされた政治的な仕組み、行政的な仕組みの中で活躍された人の名前は、それほど多くは出てきません。

それはなぜかという、戦後の一貫した、宮本先生が「経済調和」と言われた(言葉としての経済調和は法律からは消えたわけですが) 実質的には経済優先の枠組みの中で公害政策・環境政策がすすめられてきたことと関係するのだと思います。その仕組みというのは強固な仕組みとなっていて、それをその中から内在的動因によって動かすことは容易ではない構造になっていた。人ではなく、制度化された仕組みが政策をつくり、政治や行政の内部から新たな抜本的な政策が生み出されるようにはならなかった、これがワイトナーさんの述べられたことなのだと思います。

その仕組みの内からではなく、外からの圧力、変数として、環境政策・公害政策に影響

を与えたのが、住民運動や市民運動であったり、ある時期の革新自治体であったり、それから公害訴訟において裁判所が果たした役割ではなかったかと思われるのです。そういう変数として、既存の制度の変革を訴え、経済調和の大きな流れを変えようとしてきた人たち、そこで努力した人たちを本書は描いているということで、やはり人が歴史をつくるのだなあと思いました。

先ほどの寺西さんが紹介された『公害・環境研究のパイオニアたち』という本に出てくる人物、研究者も、そういう意味で非常に貢献した人です。

その、人ですが、宮本先生ご自身をあげなければなりません。この本を読んでいきますと、いろいろな公害事件、例えば三島・沼津とか、四大公害訴訟とか、何とか事件とかで必ず宮本先生のコミットメントが出てきます。これは本当にすごいことです。先ほど寺西さんが言われたことですが、宮本先生が公害史を書けば、それは公害史であると同時に、公害私史、自分史でもある。本書は、戦後日本公害通史であると同時に、宮本先生の公害私史ともなっていることに、先生の公害問題への重要な貢献をみることができると思います。

第3の視点ですが、これは宮本先生が本書の範囲外だとして限定して簡単にしか触れられなかった、90年代以降の環境問題との関係であります。

宮本先生が日本の公害史、公害問題の解決に向けて動かしてきた大きなファクターは、先ほど述べたとおり、社会的圧力として、住民運動、市民運動、ある時期の革新自治体、それから司法をあげられ、事件、事実を記述

され、分析されて述べられています。そこで法学の観点から、少しその点について述べてみたいと思います。

60年代以降、公害問題から公害環境問題へ、つまり公害問題、生活環境問題、自然環境問題、アメニティー保全の問題、そうして地球環境問題へと拡大してきましたが、そのような拡大した環境領域の中で、裁判所、司法はどのような役割を果たせるのか、どこまで役割を果たせるのかなという問題です。本書の第1部のところで大きな役割を果たした司法が、今後に向けてどのような役割をどう果たせるか、という問題です。

そのことはワイトナー教授が指摘されたことともつながってくるわけですが、私はかつて『法律時報』という雑誌に「被害者救済から権利拡大へ」ということで、「弁護士による社会運動としての『制度改革訴訟』」という論文を書いたことがあります（2009年、日本評論社）。そこで、第1期の権利運動、第2期の権利運動、第3期の権利運動というふうに少しまとめてみました。

第1期の権利運動というのは、まさにこの著書の第1部で書かれている、そういう時期の権利運動であります。この時期は権利充足といえますか、法を市民法として素直に解釈すれば認められるはずのものが、認められてこなかった。そういう時代を経て、例えば四大公害訴訟の時代で、権利として当然充足されなければならない、それを勝ち取るための運動が、大変苦勞してその時期を過ぎて勝ち取ってきた。これを第1期の権利運動と呼びます。

第2期の権利運動というのが、1970、1980年代の新しい権利としていろいろ主張され

た、その時代の社会運動であります。

第3期の権利運動というのが、現在起っているところで、これは第1期の被害運動に示唆を受けて、被害救済を出発点として勝ち取って、それを制度改革へとつなげていこうという、これが第3期の現在進行中の権利運動であります。

この『戦後公害史論』では、とりわけ第1期の権利運動にあたる公害訴訟と運動が丹念に叙述されているわけですが、先生が述べられていますとおり、1960年代の日本社会においては、訴訟というものはほとんど考えられなかった時代です。例えば新潟水俣病の地域でいえば、裁判などはしてはならない教訓話として「与茂七話」という話が伝えられてきました。裁判などやってみようものなら、負けて、財産が全部なくなって、最後は引き回しにされたとか、そういう話が残っていて訴訟だけは起こすなというようなことが言われた時代であったわけです。

司法の領域でも、宮本先生も紹介されています。大正年代に大阪アルカリ事件というのがあります。昭和に入って山王川事件というのがあります。大阪アルカリ事件は大審院、山王川事件は最高裁までいきました。これらはそれぞれ集団訴訟で、多くの被害者が訴えたのです。数十人が訴えているわけです。

すると、集団での司法上の運動は過去にもあったのではないかという気もしますが、実はそうではなくて、例えば大阪アルカリ事件の被害は農業被害だったわけですが、小作の人たちが土地を賃借していて、小作料を納めなくてはいけない。ところが、公害で農作物が被害をうけて小作料が払えない。そこで地主の近江の豪商〈外村与左衛門〉が弁護

士をつけて訴訟に持ち込んだのです。山王川事件も、その地域の政治家、その地域出身の政治家が、この人は弁護士でもあったわけですけど、その人が支援して裁判へと持ち込みました。司法へのアクセスは、司法界の人が道を切り開くことによって実現したのです。

そのような経緯ではなく、四大公害が訴訟となったということは、日本における権利獲得の運動として大変なことだったのです。宮本先生も書かれています。当時若手の弁護士であった、板東弁護士が東京から地元に戻って被害地へ入り、同弁護士を中心とした支援者が、救援活動を行い、司法上の説明をし、日常活動による支援をして、最終的に裁判でなければ自分たちを守ることはできないということで訴訟を起こすに至ったのです。これは画期的なことだったのです。それが広がって、住民同士、被害者同士の交流とかで、四大公害訴訟が提起され、それをまたモデルにしながら、公共事業の訴訟とかいうかたちで、訴訟が展開されるようになっていったのです。

しかし、第2期の「新しい権利」の運動の時代に入りますと、これははかばかしい成果を上げることはできませんでした。もっとも、その主張のいくつかはしだいに環境政策の中に取り入れられていったのですが、なぜ、第2期の新しい権利の主張がはかばかしい成果をあげられなかったのかということですが、裁判所が裁判で勝訴判決を言い渡すには、何らかの、法律の方に何か基礎になるようなルールが明文で書かれているか、少なくとも、解釈でもってそこまで権利救済を広げられるような、根拠になるものがないと、難しいわ

けです。新しい権利主張という状況の中では、なかなか裁判所はそこまで行けなかった。つまり司法にも、環境問題の中でも限界があるということなのです。

しかし、それでも司法アクセスは広げられなければならないと思います。そうならない困難はどこにあるのでしょうか。公害の被害者であれば権利(たとえば、自分の生命・身体を対象とする身体的人格権や精神的人格権)を侵害されたということが言えますけど、一般の市民、住民が拡散的に環境利益を享受しているような状況、例えば景観とか、自然環境とか、歴史的環境とかとなると、これらは拡散的な権利・利益になるわけで、自分だけが個人的被害として権利救済を求める権利があるとはいえない、と考えられるのです。しかし、そういった権利が侵害されたとして司法上訴えられているのが第二期から現在に至る環境問題の重要な課題です。どうすればよいのでしょうか。

そのための方法としては、そういった環境を悪化させ破壊するような開発計画や環境保全の手法に、その影響を受ける住民が参加できるような手続きが求められます。その参加の手続きが十分でない時には、司法に訴えられるような、そういう仕組みが求められるのです。どうしてそのような仕組みができなかったのでしょうか、公害史の中でそのようなチャンスはなかったのでしょうか。

そのような機会については、宮本先生が本書で書かれている中で出てきます。もっとも初期の時期としては、公害対策基本法が制定されたころでしょう。しかし、実際には被害者救済が課題であった時代であり、参加と司法アクセスの拡大は無理だったでしょう。90

年代の環境基本法の時代に入ったときには、各方面から参加と司法アクセスの拡大が唱えられました。個別の制度では、環境影響評価制度の議論のときがそのチャンスだったと思われれます。しかし、「環境影響評価法」の制定時にも、住民意見は情報参加であって、意思決定参加ではないと位置づけられて立法され、解釈されています。公害環境行政側に、何か強固な守りみたいなものがこの90年代以降も続いているわけです。

このあたりをどう考えていけばいいか。そこを打ち破って改革の動因を環境法・環境政策の中に制度的に内部化するというのが、ワイトナーさんが「日本ではできてない」ということだと思います。そこをどうしたらいいのかということで、今日の宮本先生の補充のペーパーでも触れられていますが、そのあたりのことも宮本先生にお聞きできればと思います。ご静聴をありがとうございました。

(終了)